

移動等円滑化取組計画書（令和7年度）

令和7年6月30日

住 所 新潟県新潟市中央区
新光町1-4
事業者名 新潟県
代表者名 新潟県知事 花角英世
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ①新潟港、両津港共に概ね移動円滑化基準に適合している。 ②但し、エレベーターの一部で移動円滑化基準項目に適合していないことから、旅客支援でカバーしている。バリアフリー化の基準適合に向けて、将来的な整備方針の検討を関係者と継続する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①旅客支援については、声掛け、誘導案内等の人的支援を積極的に実施する。 ②情報提供については、ホームページをリニューアルしたので、その検証を行い、より良いホームページを目指す。 ③教育訓練等に関しては、視察ならびに体験会等の受入を行った際に得られた意見や知識を共有し、より良い受入体制づくりに努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター	一部不適合の部分があるため、バリアフリー化の基準適合に向けて、将来的な整備方針の検討を関係者と継続する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
役務提供の維持とサービス向上	① ハード基準適合義務の対象施設を新設するかどうか、現時点では未定。新設する際は、基準適合に合わせた設計とする。 ②現場係員による役務の提供については、体制は整っており、概ね実施済。更なるサービス向上に向けて、職場で話し合いの場を設けている。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
現場係員による旅客の誘導支援	必要に応じて人的支援が行えるよう現場係員を配置し可能な限り対応する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
わかりやすいHPの作成	リニューアル後の検証を行う（ご利用者様の意見を反映）。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
現場係員の意識の向上	現場係員の意識向上を図るため、社外における説明会やセミナー等に参加し、知識の取得に努める。 学校関係者からの施設対応状況の見学が増えているので、積極的に受け入れを行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
PR活動	なし

--	--

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・SNSや電話、投書箱で寄せられる利用者の意見を社内で共有すると共に、取り組みの改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし		

V 計画書の公表方法

新潟県のホームページに掲載。

VI その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。